

# 令和3年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和4年3月23日（水）  
【開会】 10時00分  
【閉会】 12時11分  
【場所】 川崎市役所第3庁舎15階 第1・2・3会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 岡田 弘
委員 高橋 美里	委員 岩切 貴乃
委員 石井 孝	委員 田中 雅文

## 【出席職員】

教育次長 石井 宏之  
総務部長 森 有作  
教育政策室長 田中 一平  
職員部長 小澤 毅夫  
学校教育部長 大島 直樹  
健康給食推進室長 鈴木 徹  
生涯学習部長 岸 武二  
総合教育センター所長 佐藤 公孝  
庶務課長 日笠 健二  
庶務課担当課長 瀬川 裕

庶務課課長補佐 田中 誠志  
給与厚生課長 峰岸 哲也  
給与厚生課担当課長 富澤 美奈子  
給与厚生課課長補佐 中原 真理子  
カリキュラムセンター室長 宮嶋 俊哲  
カリキュラムセンター指導主事 松本 崇  
カリキュラムセンター指導主事 鬼頭 洋司  
カリキュラムセンター指導主事 伊藤 悦子  
カリキュラムセンター指導主事 吉田 崇  
カリキュラムセンター指導主事 鈴木 正博  
文化財課長 服部 隆博

調査・委員会担当係長 長谷山 大介  
書記 畑山 拓登

教育政策室担当課長 二瓶 裕児  
教育政策室担当係長 葛山 久志  
教育政策室職員 横井 勇人  
教育政策室職員 佐藤 恵  
指導課担当課長 五味 博  
指導課指導主事 武田 弦  
生涯学習推進課担当課長 山口 弘  
生涯学習推進課主任 長谷川 祐紀  
中原図書館長 小島 久和  
中原図書館担当係長 関 千鶴子

## 【署名人】

委員 岩切 貴乃

委員 岡田 弘

(10時00分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、10時00分から12時00分までといたします。

## 3 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

## 4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、議案第55号は、期日を定めて公表する案件であり、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、この案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、議案第55号は、定められた公表期日以降は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

## 5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

岩切委員と岡田委員にお願いいたします。

## 6 報告事項 I

報告事項No. 1 令和3年度川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施結果について

【小田嶋教育長】

初めに、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 令和3年度川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施結果について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【日笠庶務課長】

それでは、報告事項No. 1 「令和3年度川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施結果について」、御説明いたしますので、資料をごらんください。

今回、「埋蔵文化財A」「埋蔵文化財B」の二つの選考区分により、それぞれ実施したところがございます。

まず、実施状況でございますけれども、「埋蔵文化財A」でございますが、「1名」の募集に対しまして、「3名」の募集がございました。最終合格者は「1名」ということでございます。

次に「埋蔵文化財B」でございますが、「1名」の募集に対しまして、「1名」の申込みがございましたが、今回最終合格は「合格者なし」ということでございます。

選考結果につきましては、令和4年2月28日（月）、最終合格者に対して結果を通知いたしますとともに、川崎市教育委員会のホームページに、最終合格者の受験番号を掲載したところがございます。

最終合格者につきましては、4月1日に採用ということでございまして、配属につきましては、生涯学習部文化財課で、勤務地は市民ミュージアムということになります。

説明は、以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等、ございますでしょうか。

【高橋委員】

御説明ありがとうございました。

「埋蔵文化財A」という区分は、採用していただけたということによかったなと思います。

採用が残念ながらできなかったBの区分については、これからまた再募集をされるのか、また改めて別の来年度とかになるのか、教えてください。

**【日笠庶務課長】**

令和4年度、新年度になりましたら再募集をする予定でございます。基本的には任期付き職員ということで募集をさせていただく予定でございますけれども、応募が無かったりとかそういう状況によっては、会計年度任用職員になる可能性もありますが、いずれにしても新年度に再募集をする予定でございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがですか。

田中委員、どうぞ。

**【田中委員】**

どうも御説明ありがとうございました。

Bのほうで最終合格者がゼロということですが、二次選考まで行った方が最終的に採用されなかったということなんですけれども、差し支えない範囲でどのような事情で一人しかいなかったものが残念ながら不合格になったのか教えていただけるとありがたいと思います。

**【日笠庶務課長】**

今回の選考につきましては、AもBも専門試験とそれから面接ということで、一次、二次の選考がございまして、その総合評価ということになりますけれども、任期付学芸員については専門的な知識はもちろんですけれども、事業者さんとの調整であるとか、地域、地元との調整など、そういった総合的な調整の役割も必要になっておりますので、そういった業務をできるかどうかというところの職務遂行能力を総合的に判定いたしますが、残念ながらそれに少し及ばず、不合格ということになったものでございます。

以上でございます。

**【田中委員】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 1は承認いたします。

## 報告事項No. 2 「川崎市教職員のこころの健康づくり指針（案）」について

### 【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 『川崎市教職員のこころの健康づくり指針（案）』について」の説明を、給与厚生課担当課長、お願いいたします。

### 【富澤給与厚生課担当課長】

報告事項No. 2です。よろしくお願いいたします。

教育委員会給与厚生課の富澤と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、令和4年度から令和7年度までを取組期間とする、「川崎市教職員のこころの健康づくり指針」（案）について、御報告をさせていただきます。A3の概要版をごらんください。

左上から、まず策定の趣旨でございますが、厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づいて、本市教育委員会におきましても、平成18年4月「川崎市教職員メンタルヘルス対策推進計画」を策定し、その後、3年ごとに見直し、改訂を行ってまいりました。このたび、令和3年度までを取組期間とする「第5次」の計画が終了となることから、引き続き、本市の教職員のこころの健康づくりを推進するため、名称を「川崎市教職員のこころの健康づくり指針」と変更し、策定するものです。

次に、策定経過でございますが、国の指針において、メンタルヘルスケアは、中長期的視野に立ち、継続かつ計画的に行うことが重要であり、衛生委員会等において十分に調査審議を行い、策定することが必要とされています。そのため、令和2年度から3年度にかけて、教職員健康管理検討委員会及び部会において、取組の評価、分析を行い、その内容を川崎市立学校教職員安全衛生委員会で、調査・審議をしてまいりました。

次に、策定内容の主な変更点、追加点でございますが、1点目は、これまで「教職員メンタルヘルス対策推進計画」という名称を用いてきましたが、メンタルヘルス対策は実行してすぐに効果が現れるものではなく、一人ひとりの意識に働きかけ、行動を変えていく継続的な取組であり、全ての関係者が同じ方向を目指し「とるべき方向性や方法を示す」ことが重要であることから、「川崎市教職員のこころの健康づくり指針」と名称の変更をしました。

2点目には、本指針の基本方針を実現するために、三つの目標を定め、さらに、対策の効果検証のために必要な評価指標を設定しました。

3点目には、総合計画・教育プラン等との整合性を図るため、取組期間を3年から4年に延ばしました。

次に、左側中段の「教員の健康に関する現状」をごらんください。

健康に関する点につきましては、○の一つ目、時間外在校等時間の長時間が顕在化し、健康への影響が考えられることから、職場巡視の事前アンケート調査を通して、睡眠時間を把握したところ、平成31年度に回答した83校、2,556名の教員の結果において「5時間未満」は、21.8%という状況でした。

○の二つ目、精神及び行動の障害による休職者の割合ですが、職員数に占める休職者の割合は、平

成31年度全国平均0.59%と比較して、本市は1.05%とかなり高くなっています。

○の三つ目、精神及び行動の障害による長期療養者の現状ですが、令和2年度の1か月を超える長期療養者は80名で男性26名、女性54名となっており、女性が多くなっています。

○の四つ目、ストレスチェックの結果ですが、教育委員会の受検率は高くなっています。仕事量・コントロールのリスクは高いものの、職場のサポートがよいことから、総合健康リスクは、全国平均より良好となっています。

次に、左側下段の「課題」をごらんください。

こちらは、「教員の健康に関する現状」を分析して、課題を整理したのですが、精神及び行動の障害による休職者の割合は全国平均よりも高く、中でも女性の割合が高いことから重点的な対策が必要なこと、時間外在校等時間が減らず、睡眠時間が短い傾向があり、健康問題が懸念されることなどが挙げられます。

次に、「課題」を解決するための五つの対策を、中央下の四角内に記載しました。

次に、右上の基本方針でございます。これまでお話しした点を踏まえまして、以下の三つの基本方針を設定しました。三つの基本方針については、後ほど御参照いただければと存じます。

また、冒頭で説明させていただきましたように、今回は、目標を定め、評価指標を設定しています。各目標と評価指標及び主な取組については、中段の表をごらんください。

目標1、セルフケア・ヘルスリテラシーの向上では、事業主である教育委員会に義務づけられている健康診断やストレスチェックを指標とし、主な取組は、受診・受検勧奨、普及啓発及び研修の実施、生活習慣の把握・分析などを挙げました。

目標2、健康で働きやすい職場環境づくりは、職場単位での安全衛生委員会の確実な実施やストレスチェックの集団分析結果などを指標とし、主な取組は、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組に向けた支援などを挙げました。

目標3、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期対応・療養支援と、円滑な職場復帰・再発防止については、給与厚生課・健康推進室の保健相談員が実施する新任教職員への面談や復職後面談などを指標とし、主な取組は、管理職と健康推進室が勧める不調の気づきと対応、支援者を育成する仕組みの検討などを挙げました。

最後になりますが、右下をごらんください。

国は「指針」の中で、四つのメンタルヘルスケアの推進を挙げています。

本市においても、その四つのケアである「セルフケア」、「ラインケア」、「産業保健スタッフ等によるケア」及び「教育委員会以外の資源によるケア」の四つのケアを継続かつ計画的に行うとともに、さらに、身近な同僚、職場で見守り・支え合い、一人ひとりの教員が、やりがい、生きがいを感じながら、心身ともに健康に働き続けられること、さらに安心して働き続けられる職場環境を目指し、対策を推進してまいります。

なお、詳細につきましては「川崎市教職員のこころの健康づくり指針」（案）の本編をお配りさせていただきましたので、後ほど、ごらんいただけると幸いです。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

何かご質問等はございますか。

高橋委員。

**【高橋委員】**

質問が一つと、御提案みたいなものが一つです。

一つは、基本方針の3のところには休職者へ専門的な支援を行いますとあるのですが、右下の四つのケアのところにも教育委員会以外の支援のケアということも書いてあるんですけど、今、こういうストレス関係で例えばカウンセリングですとか、心療内科みたいなところにかかるのがまず難しいという状況があると思うんですね。例えば、ちょっと調子悪いなと思っていても、予約を取るのには1か月先とか2か月先とかで、そうすると、その間は放置されたり悪化してしまうというようなことがあると思うので、もしですが、教育委員会で例えば提携しているような医療機関ですとか、産業医さんとかあると思うんですけど、そういう医療機関ですとか、専門機関にスムーズに先生たちがつながるような支援をされているのかどうかというのが、質問の一つです。

もう一つですが、ストレスを発散するのに共有する、例えば愚痴を言い合うとか大変なことを相談し合うみたいなことが、コロナの前は例えば同期会とか、それぞれの学科の研究会みたいなもので違う学校の先生方とされている機会があったかなと思いますが、今、あまりそういう機会がないんじゃないかなと。この中では、働いている職場自体での環境をよくするというお話はありますが、そうはいっても同じ学校の先生方と話せないこととかあるときに、もっと広い横のつながり、そういうものがこういうストレスとかこういうもののケアにすごく大事になってくるんじゃないかなと思います。保護者も同じような、困ったことを抱える例えばお子さんを持つ親同士で話すと、いろいろな意見が交換できたり、お互いの気持ちを共有し合っ、少し心が解放される経験もあるので、先生方もそういうことがあると思うので、何かそういう取組があるといいかなと思います。

私の働いている大学だと、学生さんのケアのセンターで、お昼休みに顔を出さずにZ o o mでつながって、何かおしゃべりするだけみたいなそういう取組をされていてすごくいいなと思って、ただ先生方はお昼もお仕事をされているので、そういう取組をすること自体がちょっと難しいかなと思うんですけど、横のつながりを大事にしていくというか、そういうことを入れていただけるといいなと思いました。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

質問ですと、専門的な支援はどうですか、具体的な内容など。

**【高橋委員】**

はい、医療機関につなげるのとか。

**【小田嶋教育長】**

では、まずそちらをお願いします。

**【富澤給与厚生課担当課長】**

いわゆる給与厚生課の中の相談員が在中している健康推進室には、健康管理の保健師、看護師が5名と、それから専門の精神の担当の相談員が4名在中しております。会計年度ですので、週4で勤務しております。もちろん御相談がございましたら、医療機関の御紹介も場合によってはさせていただきます。まずお話を聞かせていただいて、医療機関につなぐ必要があるかどうかをある程度見極めさせていただきます、やはりこの方には医療機関が必要ということであれば、幾つか医療機関を御紹介させていただきます。

ただし、委員がおっしゃるように、クリニックはすぐに予約ができない状況がございます。1か月、下手すると2か月待ちということがございます。ただ、緊急性が高い方に関しては、場合によっては病院ですと比較的にすぐに受診できるということがありますので、大きな病院ですけど行っていただくことをお勧めしたり、病院だとかなりハードルが高いということがございましたら、幾つか、例えばうちは給与厚生課ですけど、市長事務部局の職員厚生課には専門の精神保健相談員の先生がいらっしゃるということで、相談しながら医療機関の御紹介をしたりとか、もちろん産業医に相談しながらこちらでも当たらせていただいて、緊急性が高い場合には、それなりの対応をさせていただきます。

ただ、緊急性がそれほど高くない場合には、その専門の精神の相談員が受診できるまでフォローをさせていただきます体制を取らせていただいております。

#### 【高橋委員】

ありがとうございます。充実した相談がされているんだなっていうことで、安心しました。

#### 【小田嶋教育長】

横のつながりのことで御要望でありましたけど、何かコメントはありますか。

#### 【富澤給与厚生課担当課長】

先生がおっしゃるように、個別の相談プラスやはり場合によってはピアカウンセリングみたいなものってとっても大事だと思ってまして、ただなかなか個人情報のことがございますので、難しい部分はありますが、例えば長期療養で復職されて元気になった方なんかはいろんな心の相談を乗ってくださるケースもあつたりします。ただ、場合によってはやっぱりその前の段階でそういう人とのつながりを大事にしていけないといけないということは重々感じてはいるんですが、なかなか学校が点在している中で難しいのですが、今後、産業医の先生と相談しながらできるだけつなぐ仕組みみたいなものを考えていければいいなと思います。

#### 【高橋委員】

G I G A 端末とかそういう仕組みも活用しながら、何か進めていただければと思います。お願いします。

#### 【富澤給与厚生課担当課長】

ありがとうございます。



**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょう。

岩切委員。

**【岩切委員】**

御説明ありがとうございました。

ラインケアについての質問です。ラインケアになりますと、やはり上司の方が部下の方というか、自分の傘下にいらっしゃる方、あるいは同僚の方の変化に気がついたりとか、あるいは何かおかしいことがあったときに情報がすぐに入ってくるようなそんな仕組みであったり、あるいはそのときの対応の仕方っていうのが大事になると思うんですけど、上司に当たるような方、上の方ですね、そういう方たちへの何か研修みたいなものっていうのもやっていたらいいか教えていただけますでしょうか。

**【富澤給与厚生課担当課長】**

ありがとうございます。

総合教育センターと連携しまして、階層別の研修を今は動画が中心ですけど、やらせていただいております。校長先生とか教頭先生とか、新任の校長先生とか、総括の先生を含めやらせていただいておりますし、セルフケアの研修も若い先生たちにやらせていただいております。

すみません、今日持参していないんですが、管理職の先生方に向けて、昨年度管理職のための手引きを作らせていただいておりますので、どう対応したらいいとか、どういうふうに気づいたらいいとか、療養された方についてはどういうふうに関わったらいいかっていうことをその手引きの中で冊子として配布をさせていただいております。

あとは、できるだけ療養に入られた方にはこういう流れで療養していってもらって、こういう流れで回復していきますみたいな流れがわかる療養手引きも校長先生に配布させていただいております。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

**【岩切委員】**

ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

ほかに。

岡田委員。

**【岡田委員】**

ありがとうございます。

川崎市の教育にとって、教職員の力がとても必要なのですごく大切なお仕事でこの指針をおつくりいただいて、これが着実に進むようにぜひぜひお願いしたいと思うところでございます。

一般論として、真面目な方、優秀で真面目な方ほどいろいろ背負い込むという傾向があったりしますので、今、岩切委員がおっしゃったようなラインでのケアなんですが、国が国家公務員のためのマネジメントテキストっていうのを内閣人事局が出しましたよね。あの中にあるように、管理職との良質なコミュニケーションの中で心理的安全性の確保っていうのが大切で、心理的安全性が確保されないと、マネジメント上もうまくいかないし精神的ないろいろな悩みを持ってしまって相談できないということがあるので、今、御説明にありました管理職用のものができているということで、とても安心いたしました。

一つ、質問はこれを策定したんですが、状況はちょっと違って、ちょっとっていう言葉は変ですね、コロナパンデミックなんていう経験していないことを経験して、先生方がいらっしゃいますので、緊急対応的にコロナパンデミックで一生懸命やっていたら先生方、それからそれに対して緊急対応っていう言い方は変かな、コロナパンデミックで不調を起こした方に対応する手だてとかをお考えになっているとか、そういうものがありますとかっていうのがあれば教えていただきたいのが一つです。

あと、もう一つは、復職後6か月以内の再発ゼロ、これもすばらしいと思います。ぜひこれを実現していただきたいと思いますが、じゃあ1年たったときはどうだろうか。というのは、対人関係でのストレスから来る方々というのは、6か月頑張ったとしても、その先また再発していく可能性もありますので、そこら辺を長期で見っていくのを、先ほどの御説明の中でしっかりケアをされていくっていうことをお話くださったので、それもそのとおりだなと思うんですが、やはり長い目で見ていくっていう、それも必要かなと思ったので、そこら辺をどんなふうにお考えになっているか、二つだけ教えてください。

#### 【富澤給与厚生課担当課長】

ありがとうございます。

今、コロナ禍においてやはり学校現場は非常に業務が増えて大変な状況になっているということは、本当に肌で感じております。

大変申し訳ございませんが、本編の29ページのところに、そのこともちょっと今回取り入れさせていただいております。対策のところの○の五つ目にもなるのですが、社会状況に対応した中長期的な取組ってところで、そちらに今回このコロナ禍でございますし、学校現場の中でどこでもありますけれど、先生方も多分あるのかなと思っておりますが、場合によっては職員の自殺みたいなこととか、子どもたちの自殺とか保護者の自殺とかそういうことで、やはりそういうときにできる限り当事者である先生方プラス、そこを取り巻く先生方の心のケアがとっても大事だと思っております。なので、そういう事件とか事故とか、その社会情勢とか学校現場で起こったそういう事件、事故に対しても、健康推進室給与厚生課が対応していく体制を取っていく必要があるのではないかとということで、ここに記載をさせていただいております。それも、今回の取組の中で新しい内容になっていく予定でございます。

もう一点。

#### 【小田嶋教育長】

6か月以降のケア。

**【富澤給与厚生課担当課長】**

大変失礼しました。6か月フォローにつきましては、精神の相談員が実は教育委員会が、今、4名というところで、なかなかいわゆる長期的に継続フォローしていくことが難しい人数でございます。今回、来年度から健康管理の相談員を3名増員しまして8名体制、今まで5名体制を8名体制にしました。なので、健康になった教員の先生方はその健康管理の相談員が継続的に学校との連携を取りながら、健康になったので健康管理のほうで見ていきたいと思いますということで、できる限り学校の管理職の校長先生や教頭先生と連携しながら、見ていく体制が取ればいいのかと考えております。それがうまく仕組みとして機能していけば良いと思っております。

以上です。

**【岡田委員】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

**報告事項No. 3 令和3年度川崎市立中学校学習状況調査報告について**

**【小田嶋教育長】**

次に、「報告事項No. 3 令和3年度川崎市立中学校学習状況調査報告について」の説明を、カリキュラムセンター室長、お願いいたします。

**【宮嶋カリキュラムセンター室長】**

それでは、よろしく申し上げます。

本日は、お手元にお配りしました資料、「令和3年度川崎市立中学校学習状況調査（概要）」をごらんいただきながら報告いたします。

初めに調査の概要、次に、教科調査と生活や学習についてのアンケートの結果、最後に調査結果の活用について御説明いたします。

それでは、資料の1ページをごらんください。

1. 「調査の目的」は、「基礎的・基本的な知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」について学習したものが、いかに生徒に定着しているかを全市一斉に調査し、その結果を、学習指導の改善に役立てること、また、生徒自らが学習状況や学習課題の把握ができるようにすることです。

3. 4. にありますように、市立中学校の全学年の生徒を対象に11月9日に実施いたしました。2ページをごらんください。

5. 「調査の方法」につきましては、各教科の問題を、「知識・技能」と「思考・判断・表現」について出題し、それぞれについて分析しております。

3ページをごらんください。

調査結果の概要。平均正答率につきましては、表のとおりでございます。

主な分析結果につきましては、白丸は定着していると考えられる内容、黒丸は課題があると考えられる内容を示しております。

一番下でございます、各教科に共通して定着していると考えられることは、「すでに身に付いている知識及び技能を正しく使うこと」、課題があると考えられることは、「複数の資料や既習事項を関連付けて考察したり表現したりすること」でございます。

4ページをごらんください。各教科に共通する課題について数学を例に御説明いたします。

ページの中ほどをごらんください。図1に、空(から)のタンクAと、水のたまったタンクBがあります。図2のグラフは、図1のタンクに、それぞれ違う速さで水を入れたり抜いたりしたときの時間と水面の高さの変化の様子を表しております。

問題(ア)では、二つのタンクの水面の高さが等しくなる時間を求める方法を説明することを求め、正答率は29%でした。このように、「交点が水面の高さが等しくなる点であること」、また「交点は2つの直線の式の連立方程式の解であること」の二つを関連づけることが課題となっております。

5、6ページをごらんください。

「経年観察及びその考察」でございますが、各教科では「経年変化の観点」を意識した出題をしており、そこから見えてくる課題を分析し、授業改善の手だてを示しております。

経年観察の問題と数値変化とその要因について、6ページ、英語を例に御説明いたします。

この問題は、英文のメールを読み、内容を捉えるものです。英文の内容理解では、状況や目的を理解した上で必要な情報を捉えることが重要になります。正答率が高くなっている要因といたしましては、ALTの活用等により、生徒が様々な英語に触れる機会が確保されたこと、英文から目的に応じて必要な情報を捉えるような学習活動が充実したことなどが挙げられます。

7ページをごらんください。「生活や学習についてのアンケート」より明らかになった、生徒の状況について説明いたします。

ここからは3年間の比較、長期的な視点での比較、同一集団での比較、新規項目の質問について御報告いたします。

最初に、3年間の比較についてです。

新型コロナウイルス感染症に伴い、注視した質問のうち、特に変化があったものについて御報告いたします。

問38「テレビゲームの実施時間」は、「3時間以上」と回答した生徒が7.1ポイント、問39「携帯電話やスマートフォンの使用時間」は、「1時間以上」と回答した生徒が15.3ポイント増加い

たしました。これらのことにつきましては、新しい生活様式により在宅時間が増えたこと、また、スマートフォンの用途が多様化したことにより、増加したものと捉えております。

8ページをごらんください。

各教科の有用感について、長期的な視点で比較したものです。

全体的には、増加傾向が見られており、各学校の授業改善の取組が、生徒の学びの意義の実感につながっているものと考えております。

中でも、社会や理科は10ポイント以上増加しております。特に、理科につきましては、この間、学習指導要領の改訂により、理科を学ぶ意義や有用性等を実感する機会を持たせる観点から、実社会や実生活との関連を重視することなど、理数教育の改善・充実が進められてきました。本市におきましても、日常生活と関連づけた導入の工夫や、学習した知識・技能を生活や身近な問題に関連づける学習場面の設定など、理科の学びと実生活とのつながりを意識した指導の充実に努めてきた成果が現れているものと捉えております。

9ページをごらんください。

同一集団での比較についてです。中学校2年生時の結果と、この中学校2年生が3年前である小学校5年時の結果を比較いたしました。

問44「自分には、よいところがあると思う」につきましては、差は8.8ポイント、7.8ポイント、6.8ポイント。また、問45「将来の夢や目標をもっている」につきましては、23.1ポイント、22.9ポイント、20.9ポイントでございました。

この2項目では、3年間で小学校と中学校の数値の差が次第に大きくなっていることが分かりました。コロナ禍の影響等も考えられますが、今後の推移について注視してまいります。

10ページをごらんください。

新規項目であるICT機器・GIGA端末の使用に関する実態について報告いたします。

問70「先生に指示されたときだけでなく自分から進んでGIGA端末を活用しているか」につきましては、肯定的な回答が55.6ポイント。問71「GIGA端末を活用することで、学習を見通したり振り返ったり、話し合い、自分の考えを深めることができるか」につきましては、肯定的な回答が58.7ポイントであり、いずれも半数を超えております。

今後、授業におけるGIGA端末の活用を推進してまいります。

最後に、調査結果の活用について御説明いたします。

11ページをごらんください。こちらは個人票の一部でございます。この個人票につきましては、教育相談などの機会を利用して返却し、一人ひとりの生徒の学習改善に活用しております。

12ページをごらんください。

「フォローアップシート」では、それぞれの課題に応じ、定着を確認する問題や課題を補充する問題を提供し、一人ひとりの課題を改善できるようにしております。

資料にはありませんが、調査の結果や活用方法の周知といたしましては、各学校へ報告書を送付するとともに、教科総会、教科主任会、教育課程研究会、要請訪問等において、指導のポイントなどを説明しております。

また、調査や分析の結果等を参考に実践事例集を作成し、各学校が実態に応じて活用できるようにしております。

今後も、本調査の目的や趣旨に即して、一人ひとりの生徒の資質・能力を適切に把握できる問題作

成や、回答状況等の把握・分析に努め、調査を適切に実施してまいります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

御質問等はございますでしょうか。

田中委員。

**【田中委員】**

どうもきめ細かい分析結果をありがとうございました。とてもデータを分析しながらこれまでの指導の成果と今後の課題を集約していただいて、とても分かりやすかったです。

一番私がいいと思ったのは、8ページの各教科等に対する意識ですけれども、この有用感の高まりといますか、この辺り、やはり教育委員会と学校の先生方との連携による努力の成果だと思って、非常にいい傾向かというふうに捉えております。

1点だけ気になるのが、毎回のように言っているんですけども、7ページのテレビゲームと携帯、スマホなのですが、やはりこれでG I G A端末が割と子どもたちに前向きに受け止められているというデータがありまして、これはとてもいいと思うんですね。ただ、一方で心配なのが以前も言いましたけど、画面を見る時間が当然増えてきますので、やはり学習でこれだけいい活用をする一方で、別にゲームが悪いと断定するわけじゃないですけれども、画面を見る時間自体は増えていくので、できるだけG I G A端末を楽しみながら、一方でテレビゲームが減っていくとか。スマホでもこの間だけであれば電話で話している時間も入っていると思いますので、画面を見ているだけではないと思うのですが、この間38、39併せてどうしても画面を見る時間が長引いているという傾向は出ていると思うので、それに加えてG I G A端末を使用するのがあるものですから、やはり、この辺りG I G A端末以外の面での画面を見る時間をどう減らすかというのが重要な課題になってくると思いますので、この辺りは教育委員もいろいろと意見を出しながら、必要なことは議論をしていくべきだと思っておりますし、また教育委員会事務局でもいろいろ調査などをしながら努力していければいいなと思いました。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。

石井委員。

**【石井委員】**

御説明ありがとうございました。

1点、9ページの自己有用感、自己肯定感が小学校5年時と中学2年時で下がってきているのですけれども、コロナの影響という御説明もありましたが、ほかに具体的な要素として何か考えられること、あるいは分析されていることがあるのでしょうか。あれば教えてください。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【宮嶋カリキュラムセンター室長】

今回、同一集団の比較をしてみても分かったことは、R3とR2で中学校2年生で比べますと、当然結果自体はそんなに大きく変わっていないのですが、小学校5年時からだと差が徐々に広がっているということが分かりました。結論から申しますと、まだそこまで分析できておりませんので、今後、どんなことが考えられるのかということ、こちらでやっている政策と学校が行っている学級活動だとかキャリア教育として関連づけながら分析してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

毎回、お話をさせていただいています理科のことなんですけれども、理科の有用感というか役に立つというふうに答えられているお子さんが増えたという結果は非常に喜ばしいなと思っています。

その一方で、こちらの報告書そのものなんですけれども、117ページのところに、将来の有用感ってところでやっぱり理科が低いなっていうのが、この辺があつて。多分、上がってきたところには、新指導要領の改訂っていう問題と、それからあと先生方の現場の努力っていうのは非常にあると思うんですけど、ぜひお子さんの興味を引き立てる、つぶさない努力っていうのをぜひお願いしたいなと思っています。

なぜそんな話をさせていただくかということ、理科を選択する人というのが少ないとか、あるいは特に女子の中での理科系への進学が少なかったり、社会人における理科分野への進出っていうのが女性がやはり少ないっていう問題がまだまだあります。そういった意味で、いろいろな可能性を伸ばしていくということ、そういう希少分野へどんどん進出するような子どもたちを育成していくところでぜひまた御尽力いただければと思います。

よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

今年度も大変な調査をしていただきありがとうございました。また、調査をまとめていただきありがとうございました。

私、これを見るのは4度目でして、毎年いろいろな要望を出させていただいて、それが毎年叶えられていくのを見させていただいて、本当にありがたく感じております。

今年度は、同一集団での比較をしていただいたり、長期の比較もしていただいたりして、いろいろな視点で分析していただいているというのが分かって、非常にありがたく思っております。ありがとうございます。

私、最後なので、とはいってもいろいろまだ要望が。また、これからデータをどんどん活用していくということを掲げていますので、ちょっと御要望をさせていただきたいというふうに思います。

その前に、私なりにいろいろ分析して、いい結果がいろいろ出ているのがあったので、それを感想じゃないですけどお伝えできればと思います。

概要でいうと9ページの自己肯定感、将来に関する意識等で同一集団の比較をしていただいたと思うんですけど、この二つは格差が開いているなっていうデータではあったんですけど、例えば苦手なことに失敗を恐れないで挑戦しているというところは、少しずつですけど、差が縮まっているとか差が開いていないとか、あとは自分の思いを話そうとする、あと自分の思いを書こうとするというところは、特に自分の思いを話そうとするところは、中学生のほうがポイントが恐らくよくなっているかと思います。ポイントのよくなり方が若干縮まってはいますけれども、小学校から中学校でいい数値が逆転するということはあまりないので、やっぱり思いを話そうとするという授業実践を積み重ねていった結果なんだろうなと思って、うれしく見させていただきました。また、思いを書こうとするところについては、小学生のときからやっぱり話すに比べて難しいので、全体的な数字が低いんですけど、中学校に上がったときの下がり方はどんどん縮んでいるので、こちらはより中学生として書いていくというところに意欲を持たすような指導がされているんじゃないかなと思って、こちらもこのまま伸ばしていただければなというふうに思っております。

それから、数値が逆転するっていう意味では、国語については「好き」という答えの子が、中学校のほうが多かったと思うんですが、それも恐らく先生方の御指導、文学の面白さとかいろんなこういうもの、自分の意見を伝えるというようなところ、その積み重ねの賜物なのではないかなと思って、うれしく拝見させていただきました。

理数系については、やはり岩切委員がおっしゃったように、なかなか苦手意識があるお子さんが多いというものはあるんですけども、好きじゃない子の増え方が少しずつ減っているかなとは思っているので、私もやっぱり理数系の科学技術ってこれから社会の根幹をどんどんつくって発展させていく大事な要素だと思うので、こちらはさらに嫌いな子が増えないようにしていただければなと思います。

ちょっと話を戻して、今度は経年で気になっていることがあったのでお話しします。それは、学校生活が楽しいですかという数値についてですが、こちらは小学生も中学生もそこまで差がなくて、多分毎年数ポイント、二、三ポイントぐらいしか下がらないんですけど、勉強は好きですかとなると40ポイントとか下がってしまうのですよね。だから、学校は楽しいんだけど、勉強が好きになると3割ぐらいに減っちゃう。小学生だと7割近い子は勉強が好きで、大体9割以上の子は学校が好き。中学生は9割以上学校は好きなんだけど、勉強が好きなのは3割ぐらいしかいないみたいな状況になってしまって、そうはいつでも学校って勉強するところなので、この勉強は好きとか楽しいとかっていうところをどうやって上げていくのかというのは、今後の課題としてもやはり大事なところとして、先生方に持っていただきたいなというふうに思います。



あと、最後もう一つ気になっていたことが、勉強をする一番の理由は何ですかというものがあると思うんですけど、受験に役に立つからというのがちょっとずつ増えているような気がしていて、内発的な動機より何となく外発的動機のほうがまた増えてきている気がするのですが、受験だからしょうがなくとか、親に言われたからしょうがなくではなくて、やっぱり分かるとか楽しいとかってところが最後には子どもたちが勉強をやっていく力になると思うので、その数値も気にしながらやっていていただきたいなと思います。これはもうほぼ感想です、すみません。

お願い事として、毎年振替表がどんどん充実していくなど、フォローアップシートとか、こちらも見させていただいてありがたいなと思うんですけど、これは去年も言ったと思うんですけど、どうやって子どもたちにやらせていくかっていう仕組みづくりをぜひさらに考えていただきたいなということと、埼玉県の戸田市のデータに関する取組を最近お話を聞いたりしたときに、学校の先生ごとに点数をまとめてその先生の教え方の得意、不得意をそれでデータとして出すみたいなの、そういう研究もしていますというお話を聞いたりしたんですけど、多分今までは問題ごとに川崎市全体として算数がここ、数学がここがとか、英語がここがっていうお話をされていたと思うんですけど、そういうのをもう少し絞って、先生とまで言わずとも学校単位とかでこの分野が弱いですよとか、こういう教え方が必要ですよみたいなのところがフィードバックできるような仕組みを、すぐとかじゃなくてももう少し先の未来とかにあるといいなと思いました。

ありがとうございます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

今日の午後、総合教育会議で学力向上もテーマになっていますので、その部分と重なる部分が多かったかなと思いますけど、いろいろ分析とかも感想もいただいたんですが、せっかく指導主事も来ていますので、国語のほうでいい評価をいただいています、コメントをちょっとお願いしたいと思います。

#### 【伊藤カリキュラムセンター指導主事】

気づいていただいてありがとうございます。

やはり、もちろん小学校の授業の段階から国語がどんどん好きになるような取組をしていただいている、面白さを伝えていただいているというのが、まずやはり前提としてはあると思います。それを中学校の先生方も工夫をされて、より内容の深まりであったりとか、そういうようなものをつなげて授業改善をしてくださっているというところが大変大きいのではないかと思います。ぜひ、現場の方にもお伝えして、また皆さんと一緒にやっていけるかなと考えております。

ありがとうございました。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

理科についても、毎回御指摘がある中で一言いただければと思いますが、どうでしょう。

#### 【吉田カリキュラムセンター指導主事】

ありがとうございます。

理科につきましては、岩切委員から御指摘がありましたとおり、日常生活との関わりにつきましては、この十数年の間に学習指導要領の改訂によって、教科書のつくりも単元の導入のところの写真が日常生活に関するものであったり、それを基に先生方が工夫をされたり、またセンターでも導入の事例集を作って全職員に配ったりということを進めてきております。

その一方で、将来職業としてというところについては、なかなかまだ今後課題があるなというふうに感じております。学校で習ったことが将来にどうつながっていくのかな、自分のキャリアにどうつながっていくのかなというところは、これだけ科学が進んでいる中で、中学生がなかなか自分にどれぐらいできるのかなという思いもきっとあるのかな、ということも加味しておりますが、引き続きこういったところの改善を進めていきたいと思っております。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

じゃあ、訂正を。

#### 【高橋委員】

大変申し訳ございません。すみません、さっきの発言を訂正します。

増えているのは国語ではなく、社会でした。すみません、書いてある場所が紛らわしくて。

国語も減る幅は減ったりしているので、社会のほうももともとあまり好きじゃない子がほかに比べて好きじゃない子が多いのが、中学校になると好きな子が少し増えるっていうことで、社会の先生方も非常に頑張ってくださいっていうことで。もちろん、ほかの科目もそうだと思うんですけど、いいところをお伝えしようと思い、すみません。

#### 【岡田委員】

ありがとうございます。

私の勝手な思いで、中学校を卒業された方のほうが100年川崎に住み続けてくださる方が多いだろうというふうに、私が勝手に思っているんですけども、地元川崎を盛り上げてくださる方々だなというふうに、私、勝手に思っていて、だからこそこれはすごく大事だなと思っております、今の児童生徒さんたちは褒めて伸ばすじゃないかと思えます。全く同じことが、実は初任の先生とか10年目までの先生方にも言えて、これの見せ方としてぜひ先ほどからありましたように、いいところとかすばらしいところを強調していただきながら、さらによくするためにどうしたらいいかというのもの、さらに工夫いただけるとありがたいなと思いました。

それで、質問なのですが、状況調査は紙でやりますよね。ピサは既にもうGIGA端末を使っているわけですから来年ということではないのですが、これからGIGA端末でこの調査をする予備研究と言ったらいいのでしょうか、その方向性を何か考え始めているかどうかというのを、一つ教えていただきたいと思えます。

なぜこんな質問したかという、例えば、英語検定みたいなものがありますけど、あれ、私の頃は年に限られた回数ですが、今はもう毎月です。しかも、全てパソコンを使って、会場でパソコンでや

っていくという形で、だから毎月受けられるんですね。これも、年1回ではなくて、もちろん予算のこととかいろいろあるのですが、そういうものを使いながらいいところ、伸びたところをどんどん先生方にお示ししていきながら、これはすばらしいですね、さらに伸ばすためにこっちの御工夫はとかっていうのもありかなというふうに思っているものですから、そんな思いもあって、G I G A端末での調査というのは、どんなふうに今お考えになっているというか、あるいはそれはこれからなので、スタートしたいと思いますとか、そこら辺をちょっと教えてください。

**【小田嶋教育長】**

さっき言いましたように、総合教育会議の今日のテーマとまた重なる部分もあるんですが、お願いします。

**【宮嶋カリキュラムセンター室長】**

先ほどの高橋委員のお話にも重なるところがあると思いますけども、やはりG I G A端末にどういった学習履歴を残していくのかっていうのは、今後、すごく課題でありますし研究していかなきゃいけないところだと思います。それは、生徒もそうですし先生方の指導も同じなのかなというふうに考えているところでございますけれども。

国の動向も踏まえながら、G I G A端末を使った調査については、これから研究を重ねていきたいなというふうに思っているところでございます。

来年度、学力分析に関する長期研究員をセンターのほうで設置をして、研究会議としてそのことも含めて研究していくこととなろうかなと思っているところでございます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

**【岡田委員】**

ありがとうございます。

教育長がおっしゃったように、この後の会議でもいろいろな発言が出るんじゃないかと思しますので、ぜひそれもお聞きいただいて。

ちょっと面映ゆいんですけども、言わせていただきたいことがあります。私、全国の教育委員会に呼んでいただいて、全国の教育委員会の全国の指導主事、教育委員会の方々といろいろと見聞きさせていただいたんですが、川崎の指導主事は優秀です。さっき、褒めて伸ばすって言ったからではなく、実感としてそう思っているんです。

やっぱり、教育委員会も先生方も非常に優秀だというふうに思います。だからこそ、川崎が先に進んでいくんだというふうに思いますので、ぜひその伝統をつないでいていただきたいなと思います。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

高橋委員。

**【高橋委員】**

私も、川崎市の指導主事の先生方は非常に優秀だと思います。教科書を教えていただいたり、いろんな研修会に出ていただいたコメントなどもお聞きしたりして、本当に素晴らしい先生方が川崎にいらっしゃるんだなというふうに思っておりますので、ぜひどんどん活躍していただけたらと思います。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

それでは、まず報告事項No. 3については承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 3は承認いたします。

**報告事項No. 4 教育委員学校視察の報告について**

**【小田嶋教育長】**

次に、「報告事項No. 4 教育委員学校視察の報告について」ですが、一覧を作成しましたので、それぞれの委員から順に報告していただきたいと思います。

初めに、田中委員、よろしくお願いいたします。

**【田中委員】**

ありがとうございます。

私は、12月3日に、川崎高等学校附属中学校にオンラインで参加させていただきました。数学の授業でした。

まず、とても素晴らしいと思った点が2点あります。

一つは内容面で、その場でその生徒の理解を促すとか思考を促すだけではなくて、生徒自身の過去からといいますか、以前の学びとか理解とか、それから今どうなっていて将来どうなるという、何か時間軸の流れの中で生徒の学びが深まっていくような、それを促していこうという授業の進め方を感じましたので、その点が素晴らしいと思ったのが一つございました。

もう一つは、方法論の面なんですけど、プロジェクターの機能といいますか、プロジェクターじゃないですか、よく分からないんですけど電子黒板なんじゃないですか、要するに映している、図形の問題をやっているんですけど、それが動くんですね、画面上で角度をこうしたらこうなるとかですね。あれは、なかなか従来ですと紙の上で書いてこれになったらこうってまた書き直したりしなければいけないところが、動画のように動いていくという。あれは、生徒の理解を非常に促しやすくしているんだ

なというようなことを感じました。

その2点ですね、その2点が非常に私としては学びになりましたし、素晴らしい取組だと感じました。

その一方で、オンラインがもともと中心ではなかったんだと思うので仕方がない面だと思うんですが、まず授業場面の黒板の字がちょっと見えにくくて、これは仕方がないですね。私はオンラインで出ているので、教室の中では先生と生徒がやっているんですけど、その辺の黒板の字がこちらの映像から見ると見にくいというのが一つと。

それから、その後の研究協議会の中で、先生方が非常にいい議論をされているんですけども、かなりの割合、私にはよく聞こえなくて、やっぱりこれはオンラインのためというか、ハイブリッドを中心というよりは、恐らく対面を中心にやっていらっしゃって、オンラインで出たいという人にも提供しているという形なので、もともとオンラインに全て声が聞こえなければいけないという前提でやっているのではないと思うんですけども、やや聞こえにくい部分が多かったので、もしこれからハイブリッド型でこういう研究協議会をやるとした場合、マイク設備などを充実させるといいなというようなことを感じました。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

では、次に石井委員をお願いします。

#### 【石井委員】

私は、12月1日に東小倉小学校の教育課題「SDGs、キャリア在り方生き方教育について」の道徳の授業に参加をいたしました。

まず、研究報告の資料に道徳を学校生活全体のつながりの中で指導しているという点を明らかにして、令和3年度のSDGsの実現につなぐ道徳教育のグランドデザインなどにしっかりと書き込まれて進められています。

それから、具体的には、各教科でSDGsとの関連を意識した授業を実施していらっしゃいます。実際の授業を拝見したのは1年1組と2年3組、20分ぐらいつつですかね。1年1組では「よりよい学校生活や集団生活の充実」という授業で、幼稚園、保育園の年長さんが入学時の心配事を話し合っって意見発表する。2年3組の授業では、野菜作りに関わってくださっている地域のボランティアさん三人の思いに触れて、生き物を育てていく上で感じる思いと自分と比べたり、又は共感することで、より自然を愛する心情をつかむ、そういう授業でした。

この二つの授業に共通することとして二つありまして、一つ目は、非常に驚いたんですけども、発表する子どもたちがそれぞれまず話していいですかと、他のクラスの人に前置きをして、これから自分が話しますよと、皆さん聞いてくださいと、そういう形で意見を述べていたと。それから二つ目は、自分の経験や意見を書き出して、文章にした後に自分自身の振り返りにも使っているという二つが共通して、これは東小倉小学校で大切にしていられっしゃると言われる、ことたまや、聞き方、話し方を非常に重要視した教育活動だというふうに理解しましたし、他者への思いやりとか親切を学ぶことにつながると思いました。

それから、授業後の分科会では、若い先生が道徳の授業でも研究、参加をしているというふうに感じました。その若い先生も、SDGsは生活科になりやすいですか、地域の教育資源のさらなる発掘であるとか、言葉の重要性だとか、議論の発展のポイントだとか、道徳の難しさ、結論を簡単に出不せない。あるいはその素材として、ゲームとか生き物の違いとか、活発な議論があり、ベテランの先生といろいろと意見交換をされていたということで、大変感銘を受けました。

今回の研究授業を拝見して、また研究資料を読ませていただいて、SDGsのキーワードである「誰一人取り残さない」という、それが様々な形でいろんな授業に取り入れられているということは大変よかったですなと思いました。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

次に、岩切委員お願いいたします。

#### 【岩切委員】

私は2月2日にオンラインで開催されました田島支援学校の特別支援研究の中間報告会に参加いたしました。全体会の中で伺った特別な支援を必要とする児童生徒に対して、小・中・高を通じて新指導要領に基づいた学びの地図、学習段階表を作りたいというお話がありまして、どのように積み重ねていくのかを拝見したいと、分科会では高等部1年の数学の授業を拝見いたしました。

学びの地図は、指導のポイントを一つにまとめているもので、理解の進捗が分かるものでした。拝見した数学の授業では、生徒同士の教え合いから伝え方の学びにつなげ、コミュニケーションをも意識していることを感じました。また、データの活用、表とグラフの題材として、子どもたちが親しみやすい新型コロナの感染者数を扱っていました。さらに都道府県別の感染者を日本地図の上に並べるなど、他教科との関連性や社会に出た後の実践につながる工夫が感じられました。児童生徒の進捗は必ずしも一定ではありません。子どもたちがつまづきやすい箇所を考慮したステップが考えられており、実際に体を動かして棒グラフを作成するツールを提供するなど、腹落ちさせる工夫もありました。田島支援学校ではこれらの工夫や研究資料を川崎市で共有し、ほかの学校でも使ってくださいとしており、小・中・高を通じた子どもの学習進捗を把握する仕組み、そしてその進捗を促す工夫など、川崎市の児童・生徒の学力向上につながる研究だと感じました。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

はい。ありがとうございます。

続いて、高橋委員お願いいたします。

#### 【高橋委員】

私は合わせて8校の研究報告会に参加しました。コロナの影響でまだまだ様々な制約がある中、各校とも非常に充実した研究を行っていただき、保護者としても大変にうれしく、また先生方を頼もしく感じました。

田島支援学校については、ほかの委員の方々が参加されているので、私一人で参加した7校について報告いたします。

中原中学校は保健体育の最終報告でした。研究主題は、「わかる・できるを目指した学習を通して知識・技能をはぐくむ体育学習～主体的に活動する姿を目指して～」です。生徒たちのアンケート結果からの確かな主題設定を行われていました。基本的な知識や技能を全員の生徒が習得する。つまりできることを増やすことで、自信を持たせて授業に積極的に参加することを目指したそうです。公開授業では、ソフトボールとバレーボールの授業を拝見しました。授業開始前からグループごとに楽しそうに練習を行っていました。授業に入っても、技能が極端に低い子がおらず、全員が自発的に授業に参加している様子が見られました。基礎的な動きを取り入れた準備体操、シーンを絞った課題練習、ゲーム風景を撮影して振り返るGIGA端末の活用、すぐに役立つ掲示やYouTube動画の活用など、様々な工夫がよい循環を生んで、技術の向上と生徒たちの自発的な授業参加が実現されていました。また、体育の研究推進をすることで、体育の授業にとどまらず、ほかの活動にも生徒たちが自信を持って積極的に取り組む姿を見られるようになったということでした。研究協議でも鋭い質問と的確な回答が交わされていました。スポーツ科学をしっかりと取り入れた授業に大変驚きました。

稲田中学校は社会の最終報告でした。研究主題は「社会的事象に主体的に向き合い、自分らしく表現できる生徒の育成」です。私は1年生と2年生の公開授業を拝見しました。どちらの授業も画像を拡大して細かく見ることができるというGIGA端末のよさを生かした導入資料が提示されていました。1年生の授業は、クラスの雰囲気がとてもよく、先生の話に子どもたちがどんどん引き込まれて集中していく様子や、グループの中で本当に自由に楽しそうに意見を出し合っている様子を拝見することができました。先生の声かけやテンポのよい質問がよい授業の流れをつくられていたと思います。研究協議でも、ICT活用、グループ活動、評価方法などに関する鋭い質問や他校の実践が報告され、とても濃密な協議がされていました。

人権尊重教育実践推進校であるさくら小学校の今年度の研究主題は、「かかわり合い、共にいきる仲間を大切に、互いに学び合う姿勢を育てる～ちがいを生かし共に育つ子の育成」でした。私は、4年生とさくら級の総合的な学習の時間の公開授業を拝見しました。さくら級は、特別支援学級と田島支援学校さくら分室を合わせた呼び名です。今回の授業は一緒にあそぶ会の3回目で、4年生と一緒に遊ぶさくら級の子どものことを考えながら計画を立てたそうです。ブランコにダイナミックに乗ったり、ミニアスレチックで体を動かしたり、各グループでよく工夫がされていました。また、お互いの関わり合いがとても自然で、これまでの交流の積み重ねの賜物だと感じました。インクルーシブ教育のとてもすばらしい実践がされていると感じました。

川崎附属中は理科の最終報告でした。研究テーマは、「学びに向かう力、人間性等を涵養する理科授業デザインの構築に関する研究～デジタルによる自己調整学習の具現化を方策として～」です。私は1年生と3年生の公開授業を拝見しました。授業はタブレットを中心に行われ、生徒たちはタイピング・手書きなど、それぞれの方法で慣れた手つきでタブレットを操作していました。完全にノートと鉛筆というレベルでタブレットを使いこなしていました。1年生は単元の導入時で、テレビのニュースを材料として、これから学習する地震という現象に対して予想して仮説を立てるという授業でした。3年生は水溶液に関する実験のまとめの時間で、自分が立てた仮説を実験結果に基づきながら検証をするという授業でした。それぞれが実験結果を的確にまとめ、それに基づいて自分の考えを発表していて、さすが中学3年生だなと大変感心しました。

公開授業の後の研究協議では、数学と理科の合同報告会ということで、パネルディスカッションが行われ、数学の先生と理科の先生が「探究学習」についての意見を交換されました。とても面白い取組だと思いました。

東橋中学校は美術科の最終報告でした。研究主題は「心豊かな生活を形成することにつながる美術教育」です。公開授業は1年生のびょうぶの鑑賞でした。教科書ではなく、絵を拡大して実物大のびょうぶに仕立て畳敷きの武道館で鑑賞をするという非常に工夫された授業でした。生徒は、実物大というところで細かいところまで気づき、また、びょうぶの持つ面白さを感じているようでした。対話型鑑賞ということで、感じたことをグループで共有したり発表したりすることで、新たな気づきや楽しさを感じているようでした。研究協議でも他校の先生から活発に意見や質問が出ていました。

新町小学校は、体育の最終報告会でオンラインで行われました。研究主題は、「できてうれしい わかって楽しい 体育学習」です。研究改善、授業改善、環境改善の視点から研究推進されたそうです。特に研究改善の視点では、環境整備部が中心となって四つのプロジェクトに取り組まれたそうです。運動タイムプロジェクトでは、毎週1回朝の10分間の運動タイムを設けて、最初に運動の楽しさを体感するところから、体育の授業につながる予備運動をすることに発展したそうです。用具管理プロジェクトでは、欲しい用具がどこにあるかすぐに分かるようにすることで、早く準備をして授業内の運動時間の確保を目指したそうです。掲示プロジェクトでは、子どもたちが運動に興味を持つような校内掲示の充実を図り、仕掛けプロジェクトでは、子どもたちが自然と体を動かしたくなるような遊びの仕掛けを学校内に作成されたそうです。どのプロジェクトも子ども視点で取り組まれていると感じました。

南大師中学校は、教育課題（平和学習）に関する研究推進校で、研究主題は「さまざまなアプローチから平和について学ぶ試み～つなぐ・平和のバトン・後世へ～」です。オンラインでの開催でした。平和学の平和・非平和、平和の反対は戦争ではなく平和でないことという考えを基に、3年間を見通した系統的な学びが展開されている様子が分かりました。1年生は、平和・非平和の概念を学び、川崎市の戦時中の話から自分たちの身近な問題について考える。2年生は、日本の過去や現在の世界の様子から様々な文化の違いを学び認め合えるようにする。3年生は、広島での修学旅行で平和についてより深く考え、3年間の平和学習のまとめとして平和な未来について考えるとともに自身ができることを考えるといった流れだそうです。

生徒さんの感想を一つ御紹介します。平和な未来のために私たちができることは、平和を訴えるたくさんの方に触れ、平和のために何ができるかを学ぶことだと思いました。そして、平和学習をしてきた私たちだからこそ発信していけるものがあると思いました。

先生方が生徒たちに感じてほしかったこと、考えてほしかったことがしっかり伝わっていると思いました。

研究紀要には他校の平和教育の取組や平和について学べる施設についても掲載されており、他校の先生からも平和学習について非常に参考になるという意見が出ていました。

このようにどの学校も素晴らしい研究成果と発表会だったと思います。一つもったいないなと思ったのは、保護者が先生方の研究活動についてよく知らないということです。子どもたちのためを思って非常に充実した授業研究をしてくださっているので、保護者も研究の成果を知ることができたらいいなと思いました。また、研究紀要の電子データを、例えばクラウドに保存して、いつでも先生方が参考にできるような仕組みをつくったら実践研究の素晴らしいデータベースになるのではとも思いま



した。

最後に、多くの学校で今年度一人1台配付されたG I G A端末が効果的に活用されていることが分かりました。端末を使うことが目的化されるのではなく、意見の共有、導入素材の効果的な提示、実技教科での自身の活動の振り返りなど、G I G A端末の長所を生かした活用がされていて、これからの発展にますます期待が膨らみました。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

では、岡田委員をお願いします。

**【岡田委員】**

私は宮崎中学校と田島支援学校に行く予定でございましたが、宮崎中学校がオンラインではなくなってしまったために参加できなくなってしまいまして、田島支援学校に参りました。

先ほど岩切委員がお話くださったように、とてもすばらしい発表でした、特に学習段階表というのをお作りになって、支援学校ですので、自立活動と各教科のつながりの一貫性と系統性ということで研究をされていました。これは支援学校にとどまらないで普通級でも使えるなどというか、ぜひ使ってほしいと思う内容でございました。私は、中学校区のA課程の国語の研究授業の成果について参加しまして、そこで様々な障害を持っていらっしゃる方の中で、バランスよく字が書けるようになっているというのが如実に表れる発表でありまして、ああ、一人ひとりをしっかりケアしていくすばらしい実践だな、合理的な配慮を踏まえながらやっていたらというものが伝わってまいりました。

講師の横浜国大の渡部先生が、これまでの成果とこれからの期待ということでお話しただいて、さらに川崎市の特別支援教育センターの伊藤室長がお話をくださいまして、先ほど申し上げたように、やっぱりこの研究が川崎全体に広がっていくことを意図されていますので、ぜひ広がってほしいなというふうに思いました。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

各委員ありがとうございました。

オンラインでの実習も含めて、G I G A端末を活用して、どの学校も本当にいろいろな工夫をして子どもたちの意欲を高めて学びが深まるような、そういう実践をしているのが分かりました。

今後もこの成果を本市全体で共有できるような取組をまた期待していきたいと思います。

どうもありがとうございました。

## 4 議事事項 I

議案第50号 「文永四年銘阿弥陀如来種子板碑」の川崎市重要歴史記念物指定について

**【小田嶋教育長】**

続いて、議事事項Ⅰに入ります。

「議案第50号 『文永四年銘阿弥陀如来種子板碑』の川崎市重要歴史記念物指定について」の説明を文化財課長お願いいたします。

**【服部文化財課長】**

議案第50号「『文永四年銘阿弥陀如来種子板碑』の川崎市重要歴史記念物の指定について」御説明いたします。

初めに、議案をごらんください。本議案は、川崎市文化財保護条例第2条第1項第1号に基づき、「文永四年銘阿弥陀如来種子板碑」を川崎市重要歴史記念物に指定するものでございます。所有者は「宗教法人東光院代表役員福井一光様」、所在地は「川崎市麻生区岡上2-12-1」でございます。

続きまして、議案第50号資料の1ページをお開きください。こちらは令和4年1月17日付で所有者より提出されました指定申請書でございます。

次に、3ページをお開きください。教育長から文化財審議会会長への諮問書でございます。令和4年2月8日開催の教育委員会定例会で御審議いただき諮問したものでございます。

次に、4ページをお開きください。令和4年3月8日開催の文化財審議会において審議を行った結果、本板碑は市重要歴史記念物にふさわしいものとされ、教育長宛てになされた答申でございます。文化財審議会では、市域から出土した板碑としては最大で最古の板碑で、造立者は在地の有力層と推測され、中世における岡上地域の歴史性を表している重要な板碑として文化財的価値が高いものと評価されております。

なお、本日、御審議いただき、市重要歴史記念物の指定について決定いただきましたら、川崎市公報に指定に関する告示を行い、併せて所有者等に通知をする予定でございます。

説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

はい。御質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第50号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、議案第50号は原案のとおり可決といたします。

**議案第51号 「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画」の策定について**

【小田嶋教育長】

次に、「議案第51号 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画の策定について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【二瓶教育政策室担当課長】

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第51号「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画」の策定につきまして御説明いたします。

かわさき教育プラン第3期実施計画の策定につきましては、昨年11月の教育委員会会議におきまして素案について報告をし、その後1か月の期間パブリックコメント手続を実施いたしました。本年2月の教育委員会会議におきまして、計画案について御報告をさせていただいたところでございます。その後も成案に向けた作業を進め、川崎市総合計画第3期実施計画との整合性を図るとともに、市議会における令和4年度予算案の議決を受けまして、本日、議案としてお諮りするものでございます。

それでは、議案第51号をごらんください。

本日は、計画案から修正した箇所を中心に御説明いたします。

まず、第3期実施計画の表紙でございますが、こちらは、「多様性とんだ、私たちのまちかわさき」をテーマに、田島支援学校高等部の生徒に作成していただいたものでございます。

表紙をおめくりください。第3期実施計画の策定に当たりまして、教育長のメッセージを掲載しております。

1枚おめくりください。目次でございますが、第1章から第4章まで、本文中では一部用語や数値の修正をいたしましたが、施策や事務事業の取組や構成等についての修正はございません。

第5章、資料編に追加がございますので、恐れ入ります、飛びまして108ページをごらんください。

こちら第5章、資料編に「児童生徒の意識調査について」を掲載しております。本調査につきましては、今後の教育施策の参考とすることを目的に、各区小・中1校ずつ抽出をいたしまして、小学校は5年生、中学校は2年生を対象に、また、高等学校からは1校抽出して2年生を対象に実施したものでございます。調査に当たりまして、小・中学生に対しましてはGIGA端末を活用し、「SDGsに関すること」、「GIGA端末を使用した学習に関すること」、「将来に関すること」、「地域の行事に関すること」を調査項目として実施いたしました。高校生に対しましては、生徒個人のスマートフォンなどを活用し、「SDGsに関すること」、「将来に関すること」、「地域の行事に関すること」を調査項目として実施いたしました。

本調査により得られた結果につきましては、今後の各事務事業の取組や教育施策の立案に際して活用してまいりたいと考えております。なお、調査結果の詳細につきましては、後ほど御確認をお願いいたします。

計画案からの修正についての説明は以上でございますが、本計画につきましては、本日の教育委員会会議の議決をいただきましたら、本市ホームページの掲載をはじめ、広く市民の皆様にも周知してまいります。

「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画」の策定についての説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【小田嶋教育長】

はい。御質問等ございますでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

一つ感想です。

どうも度重なる議論を経てここまでまとめていただきまして、ありがとうございました。

今日の感想はこの表紙です、説明がありました。本当にもう多様性というところで、この作品を、作品群といいますか、載せていただいたのはすばらしい一つの何かポイントになるかなと思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

高橋委員。

【高橋委員】

私、このかわさき教育プランの基本理念と基本目標がすごく大好きで、これに共感していろいろな教育のこういうお仕事に参加させていただくきっかけになったんですね。なので、この理念・目標、「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」、「自主・自立」、「共生・協働」、これを川崎市全体として実現していくために、ぜひこの実施計画をしっかりと進めていただければと思います。

【二瓶教育政策室担当課長】

かしこまりました。

【高橋委員】

よろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第51号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第51号は原案のとおり可決いたします。

## 議案第52号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第52号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

初めに、今回、議案提出しております議案第52号から第55号までの教育委員会規則の施行期日は、いずれも令和4年4月1日でございます。

それでは、議案第52号「川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。

制定理由でございますが、「組織整備に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただき4ページをごらんください。

改正の内容につきまして新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第3条の改正でございますが、学校教育部につきましては、特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、医療的ケアへの対応や不登校対策など、教育的ニーズのある全ての児童生徒を対象とした支援教育の強化・推進を図るため、指導課の支援教育係を再編し、新たに支援教育課を設置するものでございます。

次に、健康教育課につきましては、学校保健・体育係の係制を廃止し、担当制に移行するものでございます。

次に、生涯学習部につきましては、地域の多様な人材を生かして、地域の寺子屋事業、学校施設のさらなる活用、地域教育会議の活性化、子ども会議の充実など、地域における教育活動を一層推進していくため、生涯学習推進課の地域教育・寺子屋事業推進担当を再編し、新たに地域教育推進課を設置するものでございます。

次に、第4条の改正でございますが、1枚おめくりいただき、5ページに参りまして、総務部庶務課の第6号につきましては、附属機関の名称を事務局民間活用事業者選定評価委員会に改めるものでございます。

続きまして、学校教育部でございますが、1枚おめくりいただき6ページに参りまして、ページの中ほど、支援教育課の事務分掌を新設するとともに、関連する指導課の事務分掌を整理するものでございます。

1枚おめくりいただき、7ページをごらんください。

続きまして、生涯学習部でございますが、7ページから8ページにかけて、地域教育推進課の

事務分掌を新設するとともに、関連する生涯学習推進課の事務分掌を整理するものでございます。

議案第52号資料として、組織改正についての資料を添付しておりますので、ごらんいただければと存じます。

議案第52号の説明につきましては以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますか。

高橋委員。

【高橋委員】

生涯学習部に新しくできる地域教育推進課では、地域教育会議なども担当されるという認識でよろしいですか。

【日笠庶務課長】

地域教育会議、そのとおりでございます。

【高橋委員】

はい。分かりました。

あと、学校保健・体育係が担当になるということなんですけれど、これは何か違いがあるんでしょうか。何か変わることによって影響とかあったりしますか。

【日笠庶務課長】

分かりにくくて申し訳ありません。こちらの組織図、これを見ていただいたほうが分かりやすいかもしれないので、こちらの組織図になっているほうで、これの2ページ目をごらんいただきますと、その健康教育課の組織図が出ておまして、令和3年度から4年度にかけて、新旧で表示しておりますけれども、もともとの健康教育課には学校保健・体育係長とそれから担当係長として学校安全を担当する係長という形でいたんですけれども、さらに課長として学校安全を担当する課長がおまして、こちらが令和3年度廃止という扱いになっておりますが、令和4年度にかけて、そのままポストはあるんですが、要するに学校安全担当課長に学校体育の業務を加えたと。もともと健康教育課長が体育も担当していたんですけれど、安全と体育を業務の再編を行いまして、学校安全の担当課長に学校体育を加えたと。これに伴って、健康教育課長にくっついてというか、ぶら下がっている学校保健・体育係の保健と体育のうちの体育を、もう一人いる学校安全の担当係長のほうに加えたと。これラインが分かっているように見えるんですけれど、実質的には学校体育・安全の課長に係長、学校体育、今回、安全を加えた係長がラインとして続いているような形になっておりますので、そういった業務の再編を行った関係で、もともとの名称は学校保健・体育係という係制だったものを担当制にして、学校保健と学校体育・安全を分けたと、そういった状況でございます。内部で業務の再編の結果、係名を名称を変えて担当制にしたというような内容でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【高橋委員】

はい。分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員

【田中委員】

どうも御説明ありがとうございました。

細かい質問なんですけど、四つほど順番に簡単に、まず質問だけ言います。

7ページの地域教育推進課の中の(1)の地域の教育力の向上ですが、これは改正前は特にそういう言葉はなかったと思うのですが、実際には地域教育会議とか地域の寺子屋とか随分事業をやっていたらしゃって、もともとこういう分掌にはなかったけども、重要だからだんだん中身が膨らんできて、このたび正式に言葉として位置づけるようになったという流れと理解していいかが一つです。

2番目は、この地域の教育力の向上に関する事の中に、今、去年、一昨年辺りからおやりになっている地域教育ネットワークですか、コミュニティスクールと地域学校協働本部が2本柱になりながら、こども文化センターだとかいろいろなものを含めてネットワークを組んでいくという地域教育ネットワーク会議でしたっけ、何かありますけど、あれがここの地域の教育力の向上の中にも入るのか、それが2番目です。

それから3番目は、この生涯学習部の中に三つの課ができるわけですけども、内容的には、恐らくお話にもあったように、生涯学習推進課でやっていたものが一部膨らんできたので独立させて地域教育推進課になったのかというふうに理解していいのかと思うんですけど、人数的に生涯学習部というか、具体的には生涯学習推進課の人数、もともとの生涯学習推進課の人数と新しい生涯学習推進課及び地域教育推進課の合計人数の関係はどうなっているのか。要するに増えるのか、あるいは増えないまま課が分かれて二つになるのか、その辺りを教えていただきたいと思います。それが3番目です。

4番目は、先ほど御説明があった教育プランの基本政策の6、7、8が、ちょうどこの三つの課に、順番は違いますが、対応しているのかなというふうに理解したんですけど、6が地域教育推進課で7が生涯学習推進課で8が文化財課と、比較的何かすっきりと分かれるかと思ったんですけど、ただ、基本政策7の中の学校施設の有効活用というのは、このたびの地域教育推進課に恐らく入るのだと思うのですが、そういう理解でいいかどうか。要するに基本的には政策の6、7、8と対応しているけど、一部こっちからこっちに入っているというふうに理解していいか、その4点ですが、よろしいですか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

**【日笠庶務課長】**

では、ひとまず、1、3と4を先に御説明させていただきますと、まず、地域教育力の向上というのが新たに加わって、その地域教育のさらなる一層の推進ということの趣旨でいいかということの御質問だったと思いますけれども、そのとおりの趣旨ということで御理解いただければと思います。そのとおりで結構です。

それから、3番目の生涯学習部の中で地域教育推進課ができて三つの課に分かれて、体制的に人数が増えるのかということでございますけど、これは人数が増えます。主には地域教育推進課のほうで新たに課長ができるということと、それと係長、職員でそれぞれ1名ずつということで増えます。そのほかにも生涯学習推進課のほうでも増えたりするんですけども、いずれにしても詳細な人数は今ぱっとここで計算できないんですけど、いずれにしても人数は増えて、体制、人力的にも増強して臨むということになります。

それから、4番目の御質問で、学校施設有効活用の業務を地域教育推進課が担うのかという御質問だったというふうに理解いたしましたけれども、そのとおりでございます。

**【田中委員】**

担うというのはよく分かっています。ここに書いていますからね。だからプランが6、7、8と分かれていて、それが三つの課が担当かと思うんですけど、ただ、学校施設の有効活用だけは、プランでは7番の柱になってはいますが、課では地域教育推進課になるので。

**【田中教育政策室長】**

そういう意味では、プランの方とはほかの部分も単純に一致していないところがありまして、家庭教育支援事業については引き続き生涯学習推進課が担いますし、地域における教育活動推進事業、地域の寺子屋事業は地域教育推進課に移管されます。

社会教育振興事業は当然生涯学習推進課に残りまして、図書館運営事業も同様でございます。生涯学習施設の環境整備事業のうち、委員がおっしゃるとおり、学校施設の有効活用の部分は地域教育推進課に移るといような形になると思います。

**【田中委員】**

分かりました。単純に対応するというんじゃないということですね。

**【田中教育政策室長】**

はい。

**【日笠庶務課長】**

地域教育ネットワークとコミュニティスクールの関係について少し説明をお願いします。

**【田中教育政策室長】**

地域教育ネットワークは、地域教育会議は地域教育推進課に移管をされまして、もともとコミュニ



ティスクールは私どもの教育政策室で生涯学習部と連携しながら進めておりますので、今まで生涯学習推進課でやっていたものが地域教育推進課に移るという御理解をいただければと思います。

**【田中委員】**

分かりました。お聞きしたかったのは、あれは去年か一昨年か、去年でしたっけ、去年の7月に立ち上がった、去年じゃない、年でいくと一昨年ですね。昨年度の7月に立ち上がった地域教育ネットワーク会議といいましたっけ、私は当初委員長だったんですよ。それで、それが教育委員になったので前教育委員の中村香先生にそちらが代わって、結果的に代わった形になるのですが、要するにあれがかなり私を見た感じでは、文科省が言っている学校を核とした地域づくりという考え方を川崎版でやっていくための重要な事業かなと理解していたので、それがどこの課のどこに位置づくのかなと思ったということです。

**【岸生涯学習部長】**

地域教育ネットワーク推進会議につきまして、今、先生のおっしゃったように、動き出しております、今度は地域教育推進課で担当をして、今動き出し当初でございますので、いろいろ課題等も出てきてございますので、それを今検討している最中です。中村先生にもいろいろお手伝いいただいて進んでいくつもりでございますので、地域教育推進課でしっかり取り組んでいきたいと考えております。

**【田中委員】**

分かりました。そうしますと、新しい地域教育推進課の(1)に位置づくと思ってよろしいですか。了解です。あわせて、そのネットワーク推進会議の何か状況報告などもここで必要に応じてやっていただけるとありがたいと思いました。

**【岸生涯学習部長】**

承知しました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第52号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、議案第52号は原案のとおり可決いたします。

## 議案第53号 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

### 【小田嶋教育長】

次に、「議案第53号川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、指導課担当課長お願いいたします。

### 【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案第53号「川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして御説明申し上げます。

初めに、今回の規則改正の概要につきまして、指導課担当課長から御説明申し上げます。

### 【五味指導課担当課長】

それでは、概要について御説明申し上げます。

今回の規則改正は、学校教育法施行規則の一部改正と高等学校学習指導要領の改訂が行われ、「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」に変更されたことによるものでございます。

初めに、議案第53号資料「総合的な探究の時間の改訂等について」をごらんください。

1、改訂の経緯でございますが、平成28年12月の中央教育審議会答申において、学習指導要領等の改訂の基本的な方向性が示されたことを踏まえ、文部科学省では、平成30年3月に学校教育法施行規則の一部改正及び高等学校学習指導要領の改訂を行い、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」と改めました。この新高等学校学習指導要領は、令和4年度から年次進行で実施することとされております。

次に、2、中央教育審議会答申における総合的な学習の時間の課題についてをごらんください。

総合的な学習の時間は、学校が地域や学校、児童生徒の実態に応じて、教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習とすることと同時に、探究的な学習や協働的な学習をすることが重要であるとされ、特に探究的な学習を実現するために探究のプロセスを明示し、学習活動を発展的に繰り返していくことを重視してまいりました。

その上で、幾つかの課題が示され（4）にありますように、高等学校においては、小・中学校における総合的な学習の時間の取組の成果を生かしつつ、より探究的な活動を重視する視点から位置づけを明確化し直すことが必要と考えられると示されました。

これらを受けまして、3、改訂の要点にありますように、高等学校においては名称を「総合的な探究の時間」に変更し、小・中学校における総合的な学習の時間の取組を基盤とした上で、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方、生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら「見方・考え方」を組み合わせる統合させ、働かせながら、自ら問いを見だし探究する力を育成するよう改訂が行われたところでございます。

1枚おめくりください。4「総合的な学習の時間」の目標及び5「総合的な探究の時間」の目標についてでございますが、総合的な学習の時間では「課題を解決する過程で自己の生き方を考える」のに対し、総合的な探究の時間では「自己の在り方生き方を考えながら、課題を発見し解決していく」

となっております、「自分で課題を発見し、解決していく」という点に重きが置かれております。  
概要の説明は、以上でございます。

**【瀬川庶務課担当課長】**

それでは、議案書の2ページをごらんください。

制定理由でございますが、「学校教育法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただき3ページをごらんください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。

第10条の改正でございますが、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、高等学校の教育課程における「総合的な学習の時間」の名称が、「総合的な探究の時間」に変更されることから、第10条第2項の規定の整理を行うものでございます。

議案第53号の説明につきましては以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

御質問等があればお願いいたします。

田中委員。

**【田中委員】**

御説明ありがとうございました。

感想なんですけれども、このたび高等学校で総合的な探求の時間になり、また小・中でも年少は総合的な学習の時間ですけれども、探求というのがキーワードになって、とにかく、今、御説明がありましたように、自分自身で何を考え、また社会をどうするかというところまで考えを深めていくということが重視されるようになったと思うのですが、ちょうど川崎がずっと進めている「キャリア在り方生き方教育」の考え方とかなり合致してくると思うので、改めて川崎のこれまでの教育の考え方が非常に先進的だったというのを今感じています。

以上、感想です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

**【高橋委員】**

すみません。文章の読み方を教えてください。この改正後の教育課程の編成のところは、各教科に属する科目、総合的な探求の時間、特別活動の3個について学科別と学年別の授業時数を教育委員会に報告するという理解で合っていますか。「及び」とか「並び」というのがいっぱいあって、並列関係がよく分からなかったのです。

**【瀬川庶務課担当課長】**

改正後の第10条第2項の文言の読み方の御質問でございますけれども、「並びに」で大きく二つに割っていただくことになります。

ここの条文は3項目を教育委員会に報告することを要求していきまして、1番目は各教科に属する科目を教育委員会に報告する。2番目は総合的な探求の時間の学科別及び学年別授業時数を教育委員会に報告する。3番目は特別活動の学科別及び学年別授業時数を教育委員会に報告するという形になっていきまして、これらを法制執務上の用語で整理すると、以上の3点を報告するという条文になっております。

以上でございます。

**【高橋委員】**

はい。分かりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第53号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、議案第53号は原案のとおり可決いたします。

**議案第54号 川崎市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について**

**【小田嶋教育長】**

次に、「議案第54号 川崎市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を庶務課担当課長、指導課担当課長お願いいたします。

**【瀬川庶務課担当課長】**

それでは、議案第54号「川崎市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして御説明申し上げます。

初めに、今回の規則改正の概要につきまして、指導課担当課長から御説明申し上げます。

#### 【五味指導課担当課長】

それでは、概要について御説明申し上げます。

今回の規則改正は、市立高等学校定時制の入学者選抜において、在県外国人等特別募集を行うために必要な通学区域の一部改正でございます。

議案第54号資料の上段、「市立高等学校における外国につながるのがある生徒の現状について」をごらんください。

1の日本語支援が必要な生徒でございますが、国際化の進展に伴い、外国につながるのがある生徒が増加しておりまして、令和3年度におきましては全日制に2名、定時制に21名が在籍しております。

2の支援の内容ですが、現在、必要に応じて日本語支援員を各校に配置し日本語の授業を行っているところがございますが、日本語力の不足により高等学校の学習についていくことが難しい生徒が、支援を受けることにより、学校生活を継続し前向きに取り組む姿が見られているとの報告を受けております。

次に、在県外国人等特別募集について御説明させていただきます。資料の中段「令和4年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における在県外国人等特別募集について」をごらんください。

1の目的ですが、国際化の進展に伴い国際人の育成が求められたことから、海外帰国の生徒や在県外国人の生徒、留学生等を受け入れ、一般県民の子弟との共育により国際教育を行うため、「在県外国人等特別募集」が実施されているところでございます。

3の志願資格といたしましては、神奈川県公立高等学校の志願資格を有する者のうち、「入国後の在留期間が6年以内」の外国籍を有する者、又は日本国籍を取得して6年以内の者でございます。

4の検査の内容としましては、国語、数学、英語の学力検査及び面接を実施しております。令和4年度入学選抜におきましては、通学区域を神奈川県内とし、全日制課程16校153名、定時制課程2校34名の募集枠で実施され、そのうち川崎市内では、県立川崎高等学校全日制及び県立大師高等学校全日制で実施したところでございます。

川崎市内におきましては、在県外国人等特別募集を実施している定時制の高等学校がないことも踏まえ、次年度の入学者選抜から市立高等学校の定時制課程で在県外国人特別募集を実施するものでございます。

概要の説明は、以上でございます。

#### 【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案書の2ページをごらんください。

制定理由でございますが、「神奈川県内に住所を有する外国人が、通学区域以外の高等学校を志願することができるようにするため、この規則を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。改正の内容につきまして新旧対照表で御説明いたします。

第4条の改正でございますが、3ページから4ページにかけまして、漢字の表記方法を含む用語の整理及び第6条の改正に伴う引用条文の規定の整理を行うものでございます。

次に、第5条の改正でございますが、漢字の表記方法を含む用語の整理を行うものでございます。

次に、第6条から第8条までの改正でございますが、第8条を第9条に繰り下げ、第7条中の用語の整理を行い、同条を第8条に繰り下げ、第6条中の引用条文の規定の整理を行い、同条を第7条に

繰り下げるとともに、先ほど御説明いたしました在県外国人等特別募集に関する規定を新たに第6条として加えるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の1ページにお戻りください。

附則でございますが、令和5年度以降に川崎市立高等学校へ就学しようとする者に改正後の規則の規定を適用するものでございます。

議案第54号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

質問等はございますか。

岩切委員。

**【岩切委員】**

基本的な質問なんですけれども、漢字の「者」と平仮名の「もの」がどういう違いがあるか教えてください。

**【瀬川庶務課担当課長】**

表記に関しての御質問でございますけれども、使っているところで直しているところは「何々の者で何々のもの」というふうに限定がかかるときに、その後のほうの言葉でつけるところのほうは漢字にしないで平仮名にするという法制執務のルールがありまして、一部既存の条文がそういう形に並んでいなかったものですから、今回の改正に合わせて整理をしたというところでございます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

**【岩切委員】**

はい。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはございますか。

高橋委員。

**【高橋委員】**

ちょっと分からないことが多いのですが、市立の高等学校は基本的には川崎市在住のお子さんの方が通うところで、在県外国人特別募集というのは、川崎市に住んでいないけれど川崎市の学校を受けられる特別な枠みたいな考え方で合っているのでしょうか。

**【五味指導課担当課長】**

そのとおりでございます。ただし、県内限定です。

**【高橋委員】**

在県だから神奈川県に住んでいるけど川崎市には住んでいない。

**【五味指導課担当課長】**

可能性もございます。

**【高橋委員】**

資料の経緯のところ、日本語の習得のお話があるんですけど、でもこの枠で受けると漏れなく日本語指導員がついてくるみたいな、そういう特別な枠なのか、特に日本語の習得の度合いは関係なく単純に受けられるというものになるのか、どっちなのでしょう。

**【五味指導課担当課長】**

日本語の授業等を入れるなりして支援をしていくための特別な募集枠です。

**【高橋委員】**

基本的には支援が要る人が受けられる枠ということですよ。

**【五味指導課担当課長】**

そうですね。

**【高橋委員】**

日本語をしゃべれる人はここには当てはまらない。

**【五味指導課担当課長】**

ただ、志願資格を満たしていれば受検はできます。

**【高橋委員】**

そうですね。これ、受けるお子さんから見ると、どういういいことがあるのかなど。今まで受けられなかったということですか。川崎市外のこういう日本語支援が必要なお子さんが受けるような枠がなかったんだけど、それを新しくつくる。川崎市にもそれを新しくつくるということなんですか。

**【五味指導課担当課長】**

そうです。

**【高橋委員】**

はい。分かりました。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、議案第54号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第54号は原案のとおり可決といたします。

<以下、非公開>

【小田嶋教育長】

以下、非公開になります。

## 5 議事事項Ⅱ

### 議案第55号 川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

続いて議事事項Ⅱに入ります。

「議案第55号 川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を庶務課担当課長、生涯学習推進課担当課長お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案第55号「川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして御説明申し上げます。

初めに、今回の規則改正の概要につきまして、生涯学習推進課担当課長から御説明申し上げます。

【山口生涯学習推進課担当課長】

それでは、市立図書館における宅配サービスについて御説明いたしますので、議案第55号資料「有料宅配サービスの本格実施について」をごらんください。

初めに、1、概要についてでございますが、新しい生活様式を踏まえた市民の多様なライフスタイルや、新型コロナウイルス感染症への対応として、令和3年4月1日から市内在住者に対して有料の宅配等で図書資料を貸し出すサービスを試行実施し、課題等の整理や利用状況の分析等を行ってまいりました。

試行実施の状況を踏まえ、令和4年4月1日から、対象を市内在勤・在学者にも拡充をして本格実



施を行うため、川崎市図書館規則の一部改正を行うものでございます。

また、身体障害者等を対象とした「身体障害者等宅配貸出し」では、従来5点以内で宅配貸出しを行ってまいりましたが、有料宅配サービスの本格実施に合わせ、身体障害者等宅配貸出しの貸出数量を有料宅配サービスの貸出数と同様に10点以内に拡充いたします。

次に、2、令和3年度における有料宅配サービスの試行実施についてでございますが、(1) 利用対象者といたしましては市内在住者でございます。

(2) 貸出数量は10点以内で、貸出期間は配送に要する期間を除き15日以内としております。

(3) 利用方法といたしましては、まず初回のみ利用登録をしていただき、図書館ホームページ、館内利用者用検索機、カウンター等での貸出しの申込みを行い、郵送又は宅配等により配送をいたします。返却にいたしましては、カウンターや返却ポスト・返却ボックスを御利用いただくこともできますし、利用者自身で手配をしていただき宅配等で返却することも可能でございます。

(4) 送料についてですが、送料は利用者の実費負担とし、図書資料の受取り時に宅配業者へお支払いいただきます。また返却も宅配を利用する場合には、利用者自身の手配・負担としているところでございます。

(5) 利用実績につきましては、令和4年2月までの登録者数は298人、延べ貸出者数は212人、延べ貸出冊数は498冊となっております。

2ページをお開き願います。

(6) 利用登録者アンケートの実施でございますが、令和4年1月18日時点で有料宅配サービスの利用登録のある利用者274人に郵送によるアンケートを実施し、123人から回答を得たところでございます。調査結果でございますが、令和3年4月から12月までの期間に有料宅配サービスでの貸出しを1回以上利用した理由では「予約本を受取りに行くのが不便」が最も多く、「感染症の予防」が続いております。

本サービスの利用満足度では、「大いに満足」「満足」で90%近くの回答を得たところでございます。

また、自由記述においても、現在は利用していないが図書館に行きづらいとき等に利用したいサービスであり、継続を求める肯定的な御意見が多くございました。

次に、3、令和4年度以降における有料宅配サービスの実施内容についてでございますが、(1) 利用対象者でございますが、ア、市内在住者、イ、市内在勤者又は市内在学者、ウ、図書館活動発展のために図書館長が特に認めた者といたします。また、(2) 貸出数量、貸出期間、(3) 利用方法及び(4) 送料につきましては、令和3年度と同様に行ってまいります。

その他といたしまして、身体障害者等宅配貸出しの貸出数量を従来の5点以内から有料宅配サービスの貸出数量と同様に10点以内に拡充をいたします。

3ページをお開き願います。

本件につきましては、本資料にて3月29日午前中に市議会へ、午後に報道機関への情報提供をしております。その後、図書館ホームページや館内掲示、チラシによる配布に加え、図書館だよりでも広く広報・周知に努めてまいりたいと存じます。

説明は、以上でございます。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案書の3ページをごらんください。制定理由でございますが、「図書館資料の宅配による貸出しを実施すること等のため、この規則を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただき4ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。

第1条の改正でございますが、川崎市立図書館設置条例の条文を引用する規定の整理を行うものがございます。

次に、第9条の改正でございますが、教育長が別に定める利用者が図書館資料の宅配による貸出しを受けようとするときは、その都度貸出カードの提示を求めないこととするものがございます。

次に、第10条の改正でございますが、教育長が別に定める利用者が図書館資料の宅配による貸出しを受けようとするときは10点まで受けることができることとするものがございます。

1枚おめくりいただき5ページをごらんください。

次に、附則第3項の改正でございますが、令和4年度から図書館資料の宅配による貸出しを本格的に実施することに伴い、令和3年度における宅配による貸出しの試行的実施の根拠規定を削るものがございます。

恐れ入りますが、議案書の2ページにお戻りください。

附則でございますが、第2項は経過措置でございますが、この規則の施行の際現に改正前の規則の試行的な宅配による貸出しを受けている者は、改正後の規則の宅配による貸出しを受けた者とみなすとするものがございます。

議案第55号の説明につきましては以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

はい。質問等はございますでしょうか。

**【田中委員】**

ちょっと、1点いいでしょうか。

**【小田嶋教育長】**

田中委員。

**【田中委員】**

どうもありがとうございます。

理解としてはあれでしょうか、これまで障害者のために行っていた宅配サービスで、それは5点以内ということだったので、一般の人にも広げ、障害者も含め10点までとするという理解でいいのかと思っているんですけども、有料ということなんですが、これまでの障害者に対するサービスもやはり同じように宅配料は当事者負担ということだったのでしょうか。

**【小田嶋教育長】**

お願いします。

**【小島中原図書館長】**

よろしいでしょうか。

障害者の宅配につきましては2種類ございまして、障害者の場合、送料は図書館が負担をいたしますが、戻していただくときはその利用者に負担していただく方と、それから手帳が1、2級の方につきましては、こちらから送り出しと、それから戻していただくのも無料というようになっております。また、この送料につきましては、日本郵便の特別の金額になりますので、一般の、今回規定しております有料宅配の方よりは金額的にも安いというふうに聞いております。

**【田中委員】**

なるほど、分かりました。そうすると、今度の新しい条例の下では、障害者の方は一般の人と同じ費用負担になるのか、あるいは条例には書かれていないけども、やはりそれは障害者への配慮ということで特別な料金設定などになるのか、その辺りはいかがでしょうか。

**【小島中原図書館長】**

障害者サービスにつきましては、現状とは変わりありませんので、この金額についての変更もございません。ただ、今まで5冊というのが特別の袋に入れて郵送をしておりましたので、その中で、入れられるのが5冊程度だったということもありまして、5冊という規定をさせていただき、また一応3キロという規定もありました。ただ、今回、有料宅配の方々は10冊できているのにということを考えてまいりますと、障害者差別解消法もございまして、どなたもほぼ同じ対応ができるようにということで、袋は5冊しか入りませんが、それを御希望があれば二つ使ってお送りするというところで可能だろうということで、障害者の方々に対しても10冊までというふうにさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**【田中委員】**

分かりました。そうしますと、条例の中ではその料金のことまで書かれてないんですが、実際の規則ではそういうふうに配慮されているということですね。

**【小島中原図書館長】**

はい。されておりますし、この規則の改正に沿いまして要綱のほうも改正させていただきますが、障害者サービスについては5点だったものを10点にするというだけでありまして、金額等の変更は全くございません。

**【田中委員】**

分かりました。すみません、今、条例と言い間違えまして、すみません。規則でした。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはございますか。

岩切委員。

**【岩切委員】**

御説明ありがとうございます。

資料の最後のページなんですけれども、今後、予定されている報道発表の内容については、これは一般の人たち向けのサービスの案内であって、障害者のことには触れていないという理解で合っていますか。

**【小島中原図書館長】**

よろしいですか。

基本的にはこの有料宅配サービスを本格実施するということになります。ただし、障害者の5冊を10点にするということにつきましては、これは個別、今、お使いになっていらっしゃる障害者の方々には個別に通知をさせていただくなり利用をさせていただく。新たに障害者サービスの御希望になった方については、もう当初から10点までできますということでお知らせをしていくということで、この広報については、有料宅配サービスの本格実施が基本的な広報になろうかというふうに思います。

**【岩切委員】**

はい。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにありますか。

高橋委員。

**【高橋委員】**

質問です。まだそれほど試行なので宅配サービスの利用件数がそこまで多くないのですが、例えば多くなってしまったときに、カウンターの職員というか、カウンターの方の負担が大きくなるとか、そういうことはないのでしょうか。

**【小島中原図書館長】**

ありがとうございます。現在もカウンターで行っている作業ではございませんで、バックヤードで時間のあるときに職員が対応しております。これはあくまでも予約の本はカウンターで受けてはいただきますけれども、基本的にはインターネット等のホームページから予約を受けて、それで宅配を希望されるということはもう記録で分かりますので、随時それを機械的に対応してまいりますので、カウンターがこれを行うことによって業務量が増える、多くなるということは今のところは考えておりません。

**【高橋委員】**

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、議案第55号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第55号は原案のとおり可決いたします。

## 6 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(12時11分 閉会)